

裁 決 書

審査請求人 X

処 分 庁 葛飾区長

審査請求人が令和2年12月1日に提起した利用者負担額（保育料）に関する処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事案の概要

- 1 令和2年2月6日、処分庁は、審査請求人の子A（平成〇年〇月〇日生）（以下「子」という。）について、令和2年4月から同年8月までの審査請求人が支払うべき保育料について、毎月4万円と決定し、「利用者負担額（保育料）通知書（継続）」（令和2年2月6日付け31葛子保第476号。以下「本件通知書1」という。）により審査請求人に通知した（以下「本件処分1」という。）。
- 2 令和2年6月1日、処分庁は、令和2年4月から同年8月までの審査請求人が支払うべき保育料について下記のとおり変更決定し、「利用者負担額（保育料）通知書（変更）」（令和2年6月1日付け2葛子保第95号。以下「本件通知書2」という。）により審査請求人に通知した（以下「本件処分2」という。）。

記

令和2年4月 4,800円

令和2年5月から同年8月まで 各月40,000円

- 3 令和2年6月30日、処分庁は、令和2年4月から同年8月までの審査請求人が支払うべき保育料について下記のとおり変更決定し、「利用者負担額（保育料）通知書（変更）」（令和2年6月30日付け2葛子保第128号。以下「本件通知書3」という。）により審査請求人に通知した（以下「本件処分3」という。）。

記

令和2年4月 4,800円

令和2年5月 0円

令和2年6月から同年8月まで 各月40,000円

- 4 令和2年7月27日、処分庁は、令和2年4月から同年8月までの審査請求人が支払うべき保育料について下記のとおり変更決定し、「利用者負担額（保育料）通知書（変更）」（令和2年7月27日付け2葛子保第155号。以下「本件通知書4」という。）により審査請求人に通知した（以下「本件処分4」という。）。

記

令和2年4月 4,800円

令和2年5月及び6月 0円

令和2年7月及び8月 各月40,000円

- 5 令和2年8月27日、処分庁は、令和2年4月から令和3年3月までの審査請求人が支払うべき保育料について下記のとおり決定し、「利用者負担額（保育料）通知書」（令和2年8月27日付け2葛子保第188号。以下「本件通知書5」という。）により審査請求人に通知した（以下「本件処分5」という。）。

記

令和2年4月 4,800円

令和2年5月及び6月 0円

令和2年7月及び8月 各月40,000円

令和2年9月から令和3年3月まで 各月48,900円

- 6 令和2年12月1日、審査請求人は、本件処分5において、令和2年7月分及び8月分

の保育料がそれぞれ0円に減額変更されなかったこと（各月40,000円とする決定を維持する決定をしたこと）を不服とし、審査請求を提起した（以下「本件審査請求」という。）。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、新型コロナウイルス感染拡大による外出自粛と第二子出産のため、令和2年7月及び8月、子の保育園登園を控えた。その際、審査請求人は、登園しない間は保育料がかからない旨を保育園に電話で確認し、保育料免除に当たり提出物は不要である旨聞いていたが、その後通常通りの保育料を請求された。保育料が発生していることを知っていれば、もっと早くに登園を再開させていた。

審査請求人は、登園しない間は保育料がかからないとの誤解を招く案内を受けたことから、令和2年7月分及び8月分の保育料は支払う必要がないと考える。

2 処分庁の主張の要旨

(1) 令和2年7月分及び8月分の保育料の決定は本件処分1において行われており、処分庁は、同処分の通知を令和2年2月6日に発送した。

したがって、本件処分1に対する審査請求期間は徒過しているため、却下されるべきである。

(2) 令和2年7月分及び8月分の保育料を免除する理由はなく、本件処分5に違法又は不当な点はない。

理 由

1 本件に係る法令等の定め

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）

市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、次項に定めるところによるほか、当該児童を保育所（認定こども園法第3条第1項の認定を受けたもの及び同条第11項の規定による公示

がされたものを除く。)において保育しなければならない(第24条第1項)。

(2) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)

施設型給付費の額は、1月につき、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)とする(第27条第3項)。

ア 第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、保育必要量、当該特定教育・保育施設の所在する地域等を勘案して算定される特定教育・保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該支給認定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定教育・保育に要した費用の額)(第27条第3項第1号)

イ 政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額(第27条第3項第2号)

(3) 子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「政令」という。)

ア 満3歳未満保育認定子ども(法第23条第4項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいい、特定満3歳以上保育認定子どもを含む。以下同じ。)に係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号の政令で定める額は、次の各号に掲げる教育・保育給付認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特定教育・保育(同条第1項に規定する特定教育・保育をいう。以下この項において同じ。)に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする(第4条第2項)。

(ア) 次号から第8号までに掲げる者以外の教育・保育給付認定保護者10万4,000円(法第20条第3項に規定する保育必要量が少ない者として内閣府令で定める教育・保育給付認定保護者(以下「短時間認定保護者」という。)にあつては、10万2,400円)

(イ) 教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者について特定教育・保育のあった月の属する年度(特定教育・保育のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。第8号及び第15条の3第2項において同じ。)の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)の額(同法附

則第5条の4第6項その他の内閣府令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)を合算した額(以下この項及び第14条において「市町村民税所得割合算額」という。)が319万7,000円未満である場合における当該教育・保育給付認定保護者(次号から第8号までに掲げる者を除く。)8万円(短時間認定保護者にあつては、7万8,800円)

(ウ) (以下略。以下第3号から第8号まで、市町村民税所得割合算額が一定額未満である場合における教育・保育給付認定保護者の額を定める。)

イ 月の途中において特定教育・保育等を受け始めたことその他内閣府令で定める事由のあった満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に関する前条((注)施設型給付費等負担対象額の算定方法について定める。)の規定の適用については、同条第2号中「に定める額」とあるのは、「に定める額(月の途中において特定教育・保育等を受け始めたことその他内閣府令で定める事由のあった月については、内閣府令で定める日数を基礎として日割りによって計算して得た額)」とする(第24条第2項)。

(4) 子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。)

令第24条第2項の内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする(第58条)。

ア 月の途中において特定教育・保育等(法第59条第3号イに規定する特定教育・保育等をいう。)を受けることをやめること(第58条第1号)。

イ 月の途中において、利用する特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所又は特例保育を提供する事業所の変更を行うこと(第58条第2号)。

ウ 月の途中において特定地域型保育(居宅訪問型保育(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に掲げる保育に係るものに限る。))に限る。)を受けることができない日数が一月当たり5日を超えること(第58条第3号)。

エ 災害その他緊急やむを得ない場合として内閣総理大臣が定める場合に該当し、保育の提供がなされないこと(第58条第4号)。

(5) 子ども・子育て支援法施行規則第58条第4号に規定する内閣総理大臣が定める場合を定める件(令和2年内閣府告示第18号。以下「告示」という。)

府令第58条第4号の規定に基づき、災害その他緊急やむを得ない場合として内閣総

理大臣が定める場合を次のように定める。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第8項の指定感染症のうち、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）により臨時に休園等をする場合

- (6) 内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）ほかによる各都道府県、指定都市、中核市子ども・子育て支援新制度担当部局宛て令和2年2月27日付け「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて（事務連絡）（抜粋）（以下「事務連絡」という。）

臨時休園等した特定教育・保育施設等に在籍する子どもの保護者等に係る利用者負担額等について

地域において公衆衛生対策の観点から臨時休園等した特定教育・保育施設等については、保育の実施が継続されているものとして、通常どおり施設型給付等を支給することとしますが、当該特定教育・保育施設等に在籍する子どもの保護者等に係る利用者負担額については、政令第24条第2項に基づく府令第58条に、第4号「災害その他緊急やむを得ない場合として内閣総理大臣が定める場合に該当し、保育の提供がなされない日数が一月あたり5日を超えること」という規定を新たに設け、日割り計算を行う事由を追加しました（本年2月27日公布、同月25日以降適用）。これを踏まえ、市町村の判断により5日を超えて閉園等している場合については、以下の計算式で利用者負担額について日割り計算をお願いいたします（以下略）。

- (7) 内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）ほかによる各都道府県、指定都市、中核市子ども・子育て支援新制度担当部局宛て令和2年3月4日付け「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて」にかかるFAQについて（事務連絡）（抜粋）（以下「FAQ」という。）

No. 2 事項：利用者負担額

問 利用者負担額の日割り計算ができる臨時休園等とはどのような場合でしょうか。

答 利用者負担額の日割り計算は、市区町村の要請・同意により保育所等を休園した場合や市区町村からの登園回避の要請により保育所等を欠席した場合等に可能であり、例えば、以下の場合が考えられます。

- ① 子ども等の感染が発覚し、市区町村からの要請・同意により、保育所等の一部又は全部を休園した場合
- ② 地域の公衆衛生の観点から、市区町村の要請・同意により、保育所等の一部又は全部を休園した場合
- ③ 保育所等は開園しているが、感染、感染の疑い、濃厚接触により一部の子どもに対し、市区町村から登園回避の要請・同意を行った場合
- ④ 小中高の学校一斉休業に伴い、保育士の数が少ない中で、小学校の子供を見るために自宅にいる保護者の園児について、自宅での養育を要請する場合など、市区町村の要請・同意により保育所等に登園しなかった場合

(8) 葛飾区保育所の保育料等に関する条例（昭和62年葛飾区条例第3号。以下「条例」という。）

ア 区立保育所における支給認定教育・保育に係る使用料の額は、1月につき、法第27条第3項第1号に掲げる額とする（第3条第1項）。

イ 葛飾区長（以下「区長」という。）は、区立保育所において、支給認定教育・保育を行ったときは、当該支給認定教育・保育を受けた教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者から、1月につき、5万7,500円を超えない範囲内で葛飾区規則（以下「規則」という。）で定める額の保育料（以下「区立保育所支給認定教育・保育保育料」という。）を徴収するものとする（第3条第2項）。

ウ 区長は、特別の事情があると認めるときは、規則で定めるところにより、区立保育所支給認定教育・保育保育料、区立保育所緊急等保育保育料、区立保育所特別利用保育保育料、延長保育料及び保育短時間延長保育料（以下「区立保育所保育料等」という。）を減額し、又は免除することができる（第8条）。

(9) 葛飾区施設型給付費、区立保育所保育料等に関する規則（平成10年葛飾区規則第37号。以下「区規則」という。）

ア 次の各号に掲げる区規則で定める額は、当該各号に定める額とする（第4条）。

（ア） 条例第3条第2項に規定する区立保育所支給認定教育・保育保育

料（以下「区立保育所支給認定教育・保育保育料」という。）の額 別表第1に定める額（月の途中において特定教育・保育等を受け始めたこと又は府令第58条に規定する事由のあった月については、府令第59条に規定する日数を基礎として日割りによって計算して得た額）（第4条第1号）

別表第1（抜粋）

別表第1（抜粋）		別表第1（抜粋）			
		別表第1（抜粋）		3歳以上児の場合	
別表第1（抜粋）	別表第1（抜粋）	標準時間	短時間	標準時間	短時間
別表第1（抜粋）	別表第1（抜粋）	40,000	34,000	0	0

イ 区長は、条例第3条第2項の規定により区立保育所支給認定教育・保育保育料の額を決定したときは保育実施決定通知書（入所）により、変更したときは利用者負担額（保育料）通知書（変更）により教育・保育給付認定保護者に通知しなければならない（第5条）。

ウ 条例第8条の規定により区立保育所支給認定教育・保育保育料、区立保育所緊急等保育保育料、延長保育料及び保育短時間延長保育料の減額をする場合は、別表第4に定めるところによる（第10条第1項）。

エ 前項の減額を受けようとする者は、保育料等減額申請書により区長に申請しなければならない（第10条第2項）。

別表第4（抜粋）

階層区分	条件番号	条件	適用される額
C階	1	生活保護法による保護又	A階層に適用する額（当月分のみ）

層 及 び D 階層		は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けたとき。	
	2	その世帯の収入額が生活保護法による基準に満たないとき。	B階層に適用する額
	3	地方税法第295条の規定により今年度分の住民税を非課税とされたとき又は同法第323条の規定により前年度分若しくは今年度分の住民税を免除されたとき。	
	4	地方税法第15条又は課税団体の条例において前年度分又は今年度分の住民税の徴収を猶予され、又は納期を延長されたときは、その事情のやむまで。	(略) D階層については、3階層低位に適用する額
	5	地方税法第323条の規定により前年度分の住民税が均等割以下に減額されたとき。	C 1階層に適用する額 (略)
	6	今年度分の住民税が均等	C 1階層に適用する額 (略)

		割以下に課税されたとき 又は減額されたとき。		
D 階 層	10	その年に災害又は盗難若しくは横領により前年の所得額の10分の1を超える損失（損害保険等受領額を控除する。）を生じたとき（損失額の認定及び災害の範囲は、地方税法の例による。）。	前年度分住民税所得割額を右記の算式のとおり仮定し、仮定した前年度分住民税所得割額に対応する階層に適用される額	(略)
	11	その年に前年の所得額の100分の5又は地方税法に定める最高限度額を超える医療費（保険金等で填補される金額を控除する。）を支出したとき（医療費の認定及びその範囲は、地方税法の例による。）。		(略)
	12	その年に稼働能力のない18歳以上の世帯員が増加したとき。		(略)
	13	その年の主たる稼働者が失業したとき。		(略)
C 階 層 及 び D 階層	14	その世帯の前3箇月の平均収入額（賞与等を除く。）が前年の平均収入月額（賞与等を除く。）	区長が別に定める額。この場合において、適用期間は、3箇月を限度とする。	

		より1割以上低額と認められるとき。	
15		児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親に委託されている小学校就学前子どもがいるとき。	A階層に適用する額（当該小学校就学前子どもに係る保育料等の額に限る。）（当月分のみ）
16		以上条件番号1から15までの各号により難しいもので、区長が特に調査の上必要と認めたとき。	区長が別に定める額

(10) 葛飾区保育の実施事務要綱（平成11年7月29日付け11葛児保第453号。以下「区要綱」という。）

ア 区立保育所教育・保育給付認定教育・保育保育料、区立保育所緊急等保育保育料、区立保育所特別利用保育保育料、延長保育料及び保育短時間延長保育料並びに特定保育所教育・保育給付認定教育・保育保育料（以下「区立保育所保育料等」という。）の額は、小学校就学前子どもの父及び母の住民税の課税額の合計額を持って、保育料等規則別表第1から第4までに基づき、階層区分を認定し、決定する。ただし、当該小学校就学前子どもの父及び母のいずれも前年度分（1月から3月まで及び9月から12月までにおいては、当該年度分とする。）の住民税が非課税（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等の収入金額が100万円以下である場合に限る。）である場合において、当該小学校就学前子どもの父及び母と同一世帯に属して生計を同じくする扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に規定する直径血族及び兄弟姉妹をいい、家計の主宰者（扶養義務者のうち最も課税額の多いものをいう。）に限る。）があるときは、当該扶養義務者の住民税の課税額によるものとする（第13条第1項）。

イ 区立保育所保育料等は、保育の実施を開始した日（以下「入所日」という。）の属する月から保育の実施を解除した日（以下「退所日」という。）の属する月まで

徴収する。ただし、児童福祉法第24条第5項の規定による措置に係る児童について、入所日が月の途中である場合又は退所日が月の途中である場合は、入所日又は退所日の属する月について25日を基礎として日割りによって計算して得た額の区立保育所保育料等を徴収する（第14条第1項）。

ウ 区立保育所保育料等の額の変更は、変更事由を認定した日の属する月の翌月初日（認定した日が月の初日である場合は、認定した日）をもって行うものとする。ただし、4月、9月又は保育の実施を開始した月に変更事由を認定した場合は、認定した日の属する月の初日をもって変更する（第15条第1項）。

エ 区長は、保護者の申出により、入所中の児童が疾病等のため一時的に通所することができない場合は、2箇月を限度として保育の実施を停止し、当該停止期間中の区立保育所保育料等を徴収しないことができる（第16条）。

2 認定した事実

(1) 子は平成31年4月からA保育園に在籍しているところ、令和2年2月6日、処分庁は子について、同年2年4月から8月までの審査請求人が支払うべき保育料についてD17階層に区分した上で各月4万円と決定し、本件通知書1により審査請求人に通知した（本件処分1）。

(2) 国は、令和2年2月27日、新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休業等した場合の保育料について、子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和2年内閣府令第6号）により、府令第58条第4号の規定（災害その他緊急やむを得ない場合として内閣総理大臣が定める場合に該当し、保育の提供がなされない日数が一月当たり5日を超えること）を追加（同月25日から適用）するとともに、告示において、府令第58条第4号の規定に基づき、「災害その他緊急やむを得ない場合として内閣総理大臣が定める場合」を定めるとともに、事務連絡を行った。

(3) 国は、令和2年3月27日、子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和2年内閣府令第17号）により、府令第58条第4号の規定を、「災害その他緊急やむを得ない場合として内閣総理大臣が定める場合に該当し、保育の提供がなされないこと」と改めた（同月2日から適用）。

また、国は、令和2年3月4日付けで事務連絡に係るFAQを発出した。

(4) 処分庁は、令和2年3月から同年6月末日までの間、家庭保育の要請を行った。

- (5) 子は、令和2年4月6日以降8月末日までの間、A保育園に登園しなかった。
- (6) 令和2年6月1日、処分庁は、区規則第4条第1号の規定に基づき、子の同年4月の登園状況に応じて保育料の日割り計算を行い、同年4月分の審査請求人が支払うべき保育料を4,800円と変更決定することを内容とする決定を行い、本件通知書2により審査請求人に通知した（本件処分2）。
- (7) 処分庁は、令和2年6月25日、同年7月1日以降の家庭保育の要請を解除し、区立保育所を通常運営することとし、その旨、及び保育料の日割り計算は同年6月30日で終了し、同年7月以降は通常どおり月額保育料を納付いただく旨の案内を、各保育施設や区ホームページを通じて行った。

処分庁は、令和2年6月26日、審査請求人に対しても、A保育園を通じて「緊急情報メール」（以下「本件メール」という。）を送付し、下記のとおり通知した。

記

From 名称 葛飾区メール配信システム（送信専用）

Subject A保育園からのお知らせです。6/26

令和2年6月25日

保護者の皆様へ

子育て支援部子育て支援課

保育課

7月以降の保育施設等の利用について

7月以降の保育施設等の利用につきまして、以下のとおりお知らせいたします。

- 1 7月1日から「家庭保育の要請」を解除して通常保育を実施いたします。

(略)

- 2 略

- 3 保育料の日割りは6月30日で終了し、7月以降は通常どおり月額保育料を納付いただきます。

ただし、次の場合は、保育料の日割りを行いません。

- ・PCR検査受診のため、登園しなかった日
- ・保育施設で感染者が発生して、臨時休園などにより登園しなかった日など

4 育児休業からの復職を10月1日まで延期している場合、登園予定のない月は、月額保育料を免除いたします。ただし、登園日が1日でもある場合は、月額全額を納付いただきます。

対象の方には、別途ご案内を保育課より郵送いたします。

5 略

(8) 令和2年6月30日、処分庁は、区規則第4条第1号の規定に基づき、子の同年5月の登園状況に応じて保育料の日割り計算を行い、同年5月分の審査請求人が支払うべき保育料を0円と変更決定することを内容とする決定を行い、本件通知書3により審査請求人に通知した（本件処分3）。

(9) 令和2年7月27日、処分庁は、区規則第4条第1号の規定に基づき、子の同年6月の登園状況に応じて保育料の日割り計算を行い、同年6月分の審査請求人が支払うべき保育料を0円と変更決定することを内容とする決定を行い、本件通知書4により審査請求人に通知した（本件処分4）。

(10) 審査請求人は、令和2年7月及び8月分の保育料について、処分庁に対し、区規則第10条第2項の規定に基づく減額の申請は行っていない。

(11) 令和2年8月27日、処分庁は、令和2年4月から令和3年3月までの審査請求人が支払うべき保育料について以下のとおり決定し、本件通知書5により審査請求人に通知した（本件処分5）。

記

令和2年4月 4,800円

令和2年5月及び同年6月 0円

令和2年7月及び同年8月 各月40,000円

令和2年9月から令和3年3月まで 各月48,900円

(12) 令和2年12月1日、審査請求人は、本件処分5において、令和2年7月分及び8月分の保育料がそれぞれ0円に変更されなかったことを不服とし、本件審査請求を提起した。

3 判断

本件審査請求において、審査請求人は、本件処分5において、令和2年7月分及び8月分の保育料がそれぞれ0円に変更されなかったことを不服としているため、本件処分

5について、違法又は不当な点があるかを検討する。

なお処分庁は、令和2年7月分及び8月分の保育料の決定は本件処分1において行われている旨主張する。

しかし、保育料の決定は、いったん本件処分1において決定された後、変更事由を認定する都度変更されることが想定されているのであり（区規則第5条、要綱第15条）、かつ、本件処分5においても令和2年7月分及び8月分の保育料の額が明示されている。

したがって、本件処分5において、改めて、令和2年7月分及び8月分の保育料の額について決定しているものと解される。

(1) 令和2年7月分及び8月分の保育料を日割り計算しないことの適法性

審査請求人の子が在籍するA保育園は区立保育所であるところ、保育料の額は、政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める（法第27条第3項第2号）とされている。

また、政令は、保育料の日割り計算をすることができる場合は、月の途中において特定教育・保育等を受け始めたことその他内閣府令で定める事由のあった月である旨定め（政令第24条第2項）、府令において、日割り計算をすることができる事由を、「月の途中において特定教育・保育等を受けることをやめること」（府令第58条第1号）、「月の途中において、利用する特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所又は特例保育を提供する事業所の変更を行うこと」（同第58条第2号）、「月の途中において特定地域型保育（居宅訪問型保育（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に掲げる保育に係るものに限る。）に限る。）を受けることができない日数が一月当たり5日を超えること」（同第58条第3号）、及び「災害その他緊急やむを得ない場合として内閣総理大臣が定める場合に該当し、保育の提供がなされないこと」（同第58条第4号）と定めている。

そして、条例第3条第2項において、区長は、区立保育所において、支給認定教育・保育を行ったときは、当該支給認定教育・保育を受けた教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者から、1月につき、5万7,500円を超えない範囲内で葛飾区規則で定める額の保育料を徴収するものとする定め、これを受けて区規則において、保育料の額は区規則別表第1に定める額（月の途中において特定教育・保育等を受け始めたこと又は府令第58条に規定する事由のあった月については、府令第59

条に規定する日数を基礎として日割りによって計算して得た額）（区規則第4条第1号）と定める。

すなわち、保育料を日割り計算することができる場合は、「月の途中において特定教育・保育等を受け始めた」か、府令第58条に規定する事由のあった月」に限られている。

このうち府令第58条第4号は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を受けて追加された条項であるが、これに関し、告示で「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第8項の指定感染症のうち、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。））であるものに限る。）により臨時に休園等をする場合」と定められた。

この告示の「休園等をする場合」に関しては、事務連絡及びFAQにおいて、利用者負担額の日割り計算は、市区町村の要請・同意により保育所等を休園した場合や市区町村からの登園回避の要請により保育所等を欠席した場合等に可能であるとの考え方が示されている。

本件においては、令和2年7月1日付で区による家庭保育の要請は解除されており、その旨同年6月26日付で審査請求人に対しても告知されていた。

すなわち、令和2年7月及び8月は、「災害その他緊急やむを得ない場合として内閣総理大臣が定める」場合である、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第8項の指定感染症のうち、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。））であるものに限る。）により臨時に休園等をする場合」で「保育の提供がなされない」という、府令第58条第4号に該当する事由は存在しなかった。

このほかに、令和2年7月及び8月中に、府令第58条に定める事由が存したことは認められない。

審査請求人の主張する新型コロナウイルス感染拡大による外出自粛や第二子出産は、

法令及び条例等の定める日割り計算をなすべき場合に該当しない。

したがって、審査請求人が負担すべき令和2年7月分及び8月分の保育料については、これを日割り計算することができる場合に該当しない。

以上のとおり、令和2年7月分及び8月分の保育料について処分庁が日割り計算をしなかったことは適法である。

(2) 令和2年7月分及び8月分の保育料を減額免除しないことの適法性

また、条例は、区長が特別の事情があると認めたときは、規則で定めるところにより、区立保育所保育料等を減額し、又は免除することができる旨定める（条例第8条）。

これを受けて区規則は、条例第8条の規定により区立保育所保育料等の減額をする場合は、別表第4に定めるところによる（第10条第1項）とし、前項の減額を受けようとする者は、保育料等減額申請書により区長に申請しなければならない（第10条第2項）と定める。

このように、区が保育料の減額を行うためには減額申請が必要であるが、本件において審査請求人が令和2年7月分及び8月分の保育料に関し、減額の申請をしたことはない。

また、区要綱は、区長は、保護者の申出により、入所中の児童が疾病等のため一時的に通所することができない場合は、2箇月を限度として保育の実施を停止し、当該停止期間中の区立保育所保育料等を徴収しないことができる（第16条）と定めるが、本件において審査請求人は新型コロナウイルス感染拡大による外出自粛と第二子出産のため登園を控えたというのであり、区要綱の定める要件にも該当しない。

したがって、令和2年7月及び同年8月分の保育料について処分庁が減額免除を行わなかったことは適法である。

(3) 審査請求人が主張する保育所とのやり取りが本件処分5の違法又は不当に影響するか

ア 審査請求人は、令和2年7月及び8月の登園を新型コロナウイルス感染拡大による外出自粛と第二子出産のために控えたところ、その際、A保育園から、登園しない間は保育料がかからないとの誤解を招く案内を受けたことから、令和2年7月分及び8月分の保育料は支払う必要がない旨主張する。

イ しかし、公立保育所の保育料は、市町村が政令で定める額を限度として、利用者の世帯の所得の状況等に応じて応能負担で定める（法27条第3項第2号）ものであり、保育料の徴収根拠は条例（条例第3条。具体的な算定基準は、区規則第4条第1項及び別表第1）で定められている。

そして、保育料は月額で定められており、前述のとおり、日割り計算は、月の途中において特定教育・保育等を受け始めたこと（月の途中の児童福祉法第24条第5項の規定による措置に係る児童の入所及び退所の場合）又は府令第58条に規定する事由があった場合にのみ限定して認められている（区規則第4条第1項及び別表第1並びに区要綱第14条第1項ただし書）。

すなわち、単に利用者が月途中の利用の開始又は利用の終了以外に単に現実に登園しなかったことのみをもって保育料が日割りして算定される旨の定めはない。利用者が保育所をその月に一日も登園しなかった場合であっても、当該保育所に在籍している以上、原則として月額で保育料が発生する。

このように保育料は、原則として現実に保育所を利用したか否かを問わず月額で定められており、日割り計算が例外とされているのであるが、このことは、保育料が、保育費用を構成する一部を成すものであり、保育所で保育するために通常要する人件費や事業費などの経費の一部を保護者が負担する性質を有するものであることから、区立保育所での保育の受入態勢を整え、安定的に運営するために合理性が認められるものである。

ウ また、令和2年2月27日の府令第58条第4号の改正（新設）と告示により、新たに日割り計算をすることができる事由が加えられた。

これは、「災害その他緊急やむを得ない場合」として、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、公衆衛生対策の観点から市区町村が保育所等を臨時に休園等をする場合、保育料を日割り計算することを可能にしたものである。

なお、国の事務連絡及びFAQにおいて、この臨時休園「等」をする場合に、小中高の学校一斉休業に伴い、保育士の数が少ない中で、小学校の子供を見るために自宅にいる保護者の園児について、自宅での養育を要請する場合など、市区町村の要請・同意により保育所等に登園しなかった場合等が含まれるとされた。

これはあくまで、保育の義務を負う「市区町村の要請・同意により」利用者が保

育所等に登園しなかった場合を、「市区町村が保育所等を臨時に休園等をする場合」に含まれるとするものであり、市区町村の要請によらない、利用者の自主的な判断による利用自粛が該当しないことは明らかである。

エ また、減額については申請が必要であり、かつ、実際に保育所を利用しなかった（欠席した）ことのみを理由とする減額免除は認められていない（区規則第10条第1項及び別表第4並びに区要綱第16条第1項）。保育所をその月に一日も利用しなかった場合も在籍している以上は同様である。

公立保育所も公の施設であるところ、その使用料の負担は、施設を利用する者と利用しない者との均衡を考慮し、受益者負担の原則に基づき公平・公正に適用される必要がある。

そのため、条例等において減免の基準や手続を明示している（条例第8条、具体的な基準は区規則第10条、別表第4）のである。

また、減免の判断を行うのは処分庁であって、保育園ではない。保育園の独断で保育料の減額免除の判断を行うことは、地方公共団体の有する権利を、権限のない者が放棄することになり、許されない。

オ また、そもそも、審査請求人が主張するA保育園側とのやりとりは、審査請求人が令和2年6月26日に本件メールを受信した後、A保育園に架電した際、審査請求人が「コロナの影響もあるので自粛する」と述べたところ、保育士が「（保育人数が減るので）助かります」、と述べたというものと、審査請求人が同月末日にA保育園長に対し、電話で、7月以降も継続して休ませることを伝えたところ、同園長が「私（園長）から担任に伝えますね。」というやりとりがあったというものである。

このやりとりからは、A保育園が審査請求人に対し登園自粛の要請を行ったとか、子が一度も登園しなかった場合に令和2年7月分及び8月分の保育料が無償とされるあるいは申請もなく免除される旨を案内したことなどはうかがわれない。また、このやりとりが、子が一度も登園しなかった場合に令和2年7月分及び8月分の保育料が無償とされるとの誤解を生じさせるものともいい難い。

むしろこのやりとりは、あくまで審査請求人の判断により7月、8月も登園控えを行うものであり、保育園側もその旨受け止め、「助かります」と謝辞を述べたに

過ぎないことをうかがわせるものである。

なお、保育の義務は市区町村にあり（児童福祉法第24条第1項）、登園自粛の要請を行うか否かの判断は市区町村（処分庁）が行うものであるから、保育園が登園自粛の要請を行うものではない。

カ しかも審査請求人は、上記電話のやりとりに先立ち、区から保育園を通じて本件メールを受信していることや自粛期間が6月末で終わることを認識していたことは認めている。

そして本件メールには、保育料の日割りは6月30日で終了し、7月以降は、PCR検査受診のため、登園しなかった日や保育施設で感染者が発生して、臨時休園などにより登園しなかった日などを除き、通常どおり月額保育料を納付してもらうことなどが明記されている。

なお、審査請求人は、「誤解があったことにより、8月に一度でも登園すると費用が発生すると認識していたため、子の父が育児休業を取得し、わざわざ2か月間きっちり登園させていなかった」旨主張するところ、本件メールには、「育児休業からの復職を10月1日まで延期している場合、登園予定のない月は、月額保育料を免除いたします。ただし、登園日が1日でもある場合は、月額全額を納付いただきます。対象の方には、別途ご案内を保育課より郵送いたします。」と記載されているので、審査請求人が、当該記載を読み誤って、一日も登園しなかった場合には月額保育料が免除されると誤解した可能性はある。

しかし、審査請求人はこの育児休業からの復職を10月1日まで延期している者という要件に該当せず、別途案内が送付されたこともない。また前述のとおり、当該記載の上には、「保育料の日割りは6月30日で終了し、7月以降は通常通り月額保育料を納付いただきます」と明記されている。

したがって、本件メールから、令和2年7月及び8月に1日でも登園すれば保育料が発生するが、1日でも登園しなければ保育料が発生しないとの誤解が生じる余地はなかったというべきである。

キ このように区は、審査請求人に対し、令和2年7月及び8月に子を登園させなかったとしても、原則どおり月額で保育料が定められることを通知していたのであり、区の対応に違法はなかったというべきである。

ク 審査請求人は、誤解があったことにより一度でも登園すると費用が発生すると認識していたため、子の父が育児休業を取得し、わざわざ2か月きっちり登園させていなかった旨主張する。

この登園控えにより審査請求人に負担が生じたことは推察されるが、審査請求人自身の判断による登園自粛や第二子出産は、区規則別表第4に定める、地方税法や条例に基づき住民税の非課税、免除または徴収猶予されたとき、災害等による損失発生、主たる稼働者の失業、稼働能力のない18歳以上の世帯員の増加、前年比での大幅な収入減等の事由に該当するものあるいはこれに類するものともいえない。

したがって、処分庁の裁量で審査請求人の令和2年7月分及び8月分の保育料を免除し、各0円と変更決定しなければ、審査請求人に酷であるという事情もないことから、本件処分は不当とはいえない。

ケ 以上のとおりであるから、本件処分は違法又は不当ではない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和3年12月7日

審査庁 葛飾区長 青木克徳

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。